前橋市監査委員公表第３１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和６年３月１４日

前橋市監査委員　　根　岸　隆　夫
同　　長　岡　敏　夫
同　　須　賀　博　史
同　　新　井　美咲子

内　監
令和６年３月１３日

前　　橋　　市　　長　小　川　　晶　様
前 橋 市 議 会 議 長　　阿　部　忠　幸　様
前橋市教育委員会教育長　吉　川　真由美　様

前橋市監査委員　　根　岸　隆　夫
同　　長　岡　敏　夫
同　　須　賀　博　史
同　　新　井　美咲子

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

１　監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和２年前橋市監査委員告示第１号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

２　監査の種類

本監査は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき毎年度実施する財務監査で、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行いました。

３　監査の対象

(1) 対象部局

教育委員会事務局

総務課、教育施設課、文化財保護課、学務管理課、学校教育課、生涯学習課（下川淵公民館、東公民館、総社公民館、清里公民館、永明公民館、宮城公民館、粕川公民館、第一コミュニティセンター、第二コミュニティセンターを含む。）、教育支援課、図書館

(2) 対象年度

令和５年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和４年度も対象としました。

４　監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務
(2) 契約事務
(3) 財産管理事務
(4) 債権管理事務
(5) 現金取扱事務
(6) 雇用管理事務

５　監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

６　監査期間

令和６年１月１７日から令和６年３月１３日まで

７　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象とな

った事務が監査基準第１５条第２項第１号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 教育委員会事務局総務課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、監査基準第１５条第３項の規定により、監査等の結果に記載すべき事項は認められず、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 教育委員会事務局教育施設課（指摘事項１件）

ア　契約事務について（指摘事項）

(ｱ) 契約書の記載事項について

学校施設防火設備定期点検業務の契約書において、契約規則第５３条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

令和２年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 教育委員会事務局文化財保護課（要望事項１件）

ア　財産管理事務について（要望事項）

(ｱ) 総社庁舎の維持管理について

財務規則第１８４条において、主務課長はその所管に属する公有財産について、使用状況の適否、維持保全状況の適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定している。

しかし、総社庁舎の屋上の防水シートが切れているため、雨水が建物内に侵入し１階及び２階の天井から雨漏りしている箇所が多数あった。

また、雨漏りによる電気設備の漏電や、雨漏り箇所にすでにカビが発生しているため、職員への健康被害も懸念される状況である。

このような状況や、重要な文化財の展示を市民が見学に来庁する施設であることも踏まえ、財務規則にのっとり適切な措置を講じるよう、今後の文化財保護課の事務所の所在の在り方を念頭に、文化財保護課のみでなく、教育委員会事務局全体として検討されたい。

(4) 教育委員会事務局学務管理課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、監査基準第１５条第３項の規定により、監査等の結果に記載すべき事項は認められず、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 教育委員会事務局学校教育課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、監査基準第１５条第３項の規定により、監査等の結果に記載すべき事項は認められず、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 教育委員会事務局生涯学習課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、監査基準第１５条第３項の規定により、監査等の結果に記載すべき事項は認められず、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 教育委員会事務局教育支援課（指摘事項２件、要望事項１件）

ア　契約事務について（指摘事項）

(ｱ) 指名業者の選定について

総合教育プラザ自動ドア保守点検業務において、契約規則第１３条第１項では、指名競争入札に参加させようとする者を３人以上指名するものと規定しているが、特別の事由もなく指名競争入札の選定業者を２者として入札を実施していた。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ｲ) 契約書の記載事項について

児童文化センター自動ドア保守点検業務の契約書において、契約規則第５３条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ　財産管理事務について（要望事項）

(ｱ) 施設の有効活用に向けた園児数の確保について

市立幼稚園においては、まえばし幼稚園、おおご幼稚園、令和６年３月３１日で閉園予定の宮城幼稚園があり、それぞれ１８０人の定員に基づく施設となっている。

園児数の直近１０年の推移は、まえばし幼稚園が令和元年度の１３８人、おおご幼稚園が平成３０年度の１３６人を境に継続的に減少しており、令和５年５月１日現在では、それぞれ６５人、４２人と大きく定員を下回っている。施設監査として確認したおおご幼稚園では、６部屋ある保育室の約半分が空室に近い状態であり、利用されている３部屋もその広さを十分に活用しているとは言えない状況であった。

各幼稚園では、定員の充足を図るために、未就園児と保護者を対象にした入園体験を実施するなど、年間を通した対策を行ってはいるものの、幼児教育・保育の無償化（３～５歳児）の影響や、私立幼稚園等の教育・保育を受けられる選択肢が多数あることなどから、園児数を増加させるまでの成果は表れていないのが現状である。

本市の年齢別人口（３～５歳）は、直近１０年の推移から今後も減少が伺えるが、公の施設の有効活用の推進や、前橋市教育振興基本計画に掲げる「保育の充実を目指す幼児教育の推進」を実現するため、教育委員会事務局はもとより、こども未来部などの関係所属と連携を図り、園児数の増員確保に一層努められたい。

(8) 教育委員会事務局図書館（指摘事項１件）

ア　契約事務について（指摘事項）

(ｱ) 契約書の記載事項について

図書館所蔵貴重資料保管業務の契約書において、契約規則第５３条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。